

宮崎県地震被災建築物応急危険度判定士登録制度要綱

平成 8年 2月28日制定
平成16年 3月 1日改正
平成16年12月 1日改正
平成27年10月 1日改正
平成29年 7月 1日改正
県土整備部建築住宅課

(目的)

第1条 この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を図るため被災建築物の危険度を応急的に判定する応急危険度判定士を登録するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「応急危険度判定」とは、地震が発生した直後において、被災した建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険性の度合いを判定することをいう。

2 この要綱において、「応急危険度判定士」とは、知事の登録を受けて応急危険度判定士登録証の交付を受けた者をいう。

(登録等)

第3条 応急危険度判定士は、県内に在住又は在勤し、次の各号のいずれかに該当する者で、第11条の講習会を終了した者の中から、申請により知事が登録するものとする。

- 一 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
- 二 前号に規定する者のほか、知事が認めた者

(登録の申請)

第4条 応急危険度判定士の登録を受けようとする者は、応急危険度判定士登録申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(登録及び登録証の交付)

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、申請者が応急危険度判定士として適格と認めたときは、応急危険度判定士登録台帳（別記様式第2号。以下「登録台帳」という。）に登録するとともに、応急危険度判定士登録証（別記様式第3号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

2 知事は、前条の規定による申請があった場合において、申請者が応急危険度判定士として適格でないと認めたときは、登録しないことができる。この場合において、知事は、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

- 第6条 応急危険度判定士は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに応急危険度判定士登録事項変更届出書（別記様式第5号）により知事に届け出なければならない。
- 2 応急危険度判定士は、登録事項の変更により氏名の変更を含むときは、前項の届出に併せて所定の写真を添えて登録証を返納しなければならない。
 - 3 知事は、前項により登録証が変更されたときは、氏名を変更した登録証を届出者に再交付する。
 - 4 再交付した登録証の有効期限は、返納された登録証の有効期限とする。
 - 5 知事は、第1項の規定による届け出があったときは、登録台帳の修正をするものとする。

(登録証の更新)

- 第7条 登録証の有効期間は、5年間とする。
- 2 登録証の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の30日前までに応急危険度判定士登録証更新届（別記様式第6号）に登録証を添えて知事に届け出るものとする。
 - 3 知事は、前項の規定による届け出があったときは、登録台帳に更新した旨を記載するとともに、届出者に登録証を交付するものとする。

(登録証の再交付)

- 第8条 応急危険度判定士は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、登録証再交付申請書（別記様式第7号）にその事由を記載し、汚損した場合にあっては、登録証を添えて知事に申請するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。
 - 3 前項の規定により登録証の再交付を受けた応急危険度判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

(登録の辞退)

- 第9条 応急危険度判定士は、登録を辞退しようとするときは、応急危険度判定士辞退届（別記様式第8号）に登録証を添えて知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届け出があったときは、登録台帳から抹消するとともに、その旨を届出者に通知するものとする。

(登録の取消し)

- 第10条 知事は、応急危険度判定士が次の各号のいずれかに該当した場合は、登録の取消し、又は登録の停止を行うことができる。
- 一 建築士法第9条に基づく免許の取消しを受けた場合
 - 二 建築士法第10条第1項の規定に基づく懲戒を受けた場合
 - 三 前各号に規定する場合のほか、知事が必要と認めた場合

- 2 知事は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、登録台帳から抹消するとともに、その旨を通知し、登録証を返納させるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により登録の停止を行った場合は、その旨を通知し、停止期間の満了まで登録証を領置するものとする。

(講習の実施等)

第11条 知事は、応急危険度判定に必要な知識及び技能を修得又は向上させるために、講習の実施、資料の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 応急危険度判定士の新規登録を申請しようとする者は、知事が指定する講習を受けなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の登録に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年2月28日から施行する。

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。